

R1定期報告業務講習会 質疑・提案に対する回答

質疑事項 等	回 答
<p>報告書の記載方法について、特定行政庁により異なる指導を受けることがあるため、運用の統一を図ってほしい。</p>	<p>特定行政庁としましては「定期報告の作成の手引き」の監修等により、運用の統一に努めているところです。 いただいた御意見については、次回の手引き改訂時や静岡県建築行政連絡会議における検討事項とさせていただきます。</p>
<p>付120【3. 非常用の照明装置】の1行目に記載されている不具合(蓄電池の経年劣化)は、別記第三号検査結果表(非常用の照明装置)の検査項目2(1)予備電源において要是正とすべき事項ではないか。</p>	<p>建築設備定期検査業務基準書2016年版P24のとおり、不具合報告とは「前回の定期検査以降に生じた建築設備の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの」の履歴を記載するものです。 発生した不具合については、改善措置により正常な状態に復帰しているのであれば、不具合報告(第三面)に記載することになります。 なお、発生した不具合について、改善措置が行われていないもので、建築設備定期検査報告書(第36条の6様式)第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるものについては、検査結果報告書において要是正として報告することになります。</p>
<p>付83の特記事項欄の番号が誤記ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、特記事項欄の番号については「予備電源の性能」については2-1、「照度の状況」については2-2が正です。</p>